

建設産業常任委員会

1 開 議 令和7年3月7日（金） 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第22号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第2 議案第23号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第24号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

建設産業常任委員会名簿

委員 長	滝	田	一	郎	出席
副委員長	岡	野		忠	出席
委 員	内	藤	幹	夫	出席
	秋	山	幸	子	出席
	前	野	良	三	出席
	君	島	孝	明	出席
	引	地	達	雄	出席

当 局	産業文化部長	齋	藤	勝	芳	出席
	建設部長	塚	原	三	郎	出席
	水道局長	五月女			真	出席
	農政課長	大久保	泰	志		出席
	建築住宅課長	角	藤		力	出席
	都市計画課長	長		竜	也	出席

事務局	遠	藤	久	子	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、産業文化部長、建設部長、水道局長、農政課長、建築住宅課長、都市計画課長であります。

◎議案第22号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第22号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 産業文化部長の齋藤でございます。また、本日同席しておりますのは、大久保農政課長でございます。よろしくお願いいたします。

議案第22号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の大久保農政課長よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） 議案第22号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

95ページの議案書補助資料を御覧ください。これまで道の駅那須与一の郷に設置しておりました電気自動車用急速充電器につきましては、平成27年度に市が設置したものでありますが、耐用年数が経過していることなどにより、今回、民間事業の活用による機器の更新を行い、市が設置しました既存の充電器を撤去したため、関係部分を改正するものであります。

93ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

初めに、第4条第3項におきましては、地方自治法第244条の2の規定により、条例で定めることとされる指定管理者が行う管理の基準を新たに加えるものであります。

続きまして、第6条第1項の使用の許可及び第12条の使用料の減免の規定において、電気自動車用急速充電器に係るただし書の規定を削ります。

次に、別表の使用料において、電気自動車用急速充電器の項を削ります。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 今回充電器撤去ということなのですが、その撤去に要した費用というのは幾らぐらいになっているか、お聞きいたします。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） 申し訳ございません。資料が手元にないため、調べ次第お答えさせていただきます。

○委員長（滝田一郎） よろしいですか。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） 充電器1台1回500円ということなのですが、これは何台ここに設置されているのでしょうか。1台ですか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） 今秋山委員がおっしゃられた500円というのが、以前市が設置していたものなのですが、1台です。1台で1回使用すると500円ということになります。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） ということは、今回もそれを新しくして、1台だけあるということですね、充電器が。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） 平成27年度に市が1台設置しまして、耐用年数が経過したことによって、その市が設置したものを取って更新をして、今回民間事業によって新しく1台を設置したというものになります。

○委員長（滝田一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） この充電器の機種なのですが、全車両に対応しているのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） こちらも今ちょっと手元に資料がないのですが、全機種に対応ということなのですが、知識がないものですから、違いというものが何かあるのか教えていただければ。そこも含めてお調べさせて、お答えさせていただきたいと思うのですが。

○委員長（滝田一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） たしか充電するソケットが日産、トヨタ、それとBYDとか、テスラとかあるではないですか。それによって違うと思うのですよ。だから、どの車種ができるのかというのを後で教えていただければ結構です。すみません。

○委員長（滝田一郎） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第22号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第23号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 次に、日程第2、議案第23号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
建設部長。

○建設部長(塚原三郎) 建設部長の塚原でございます。また、本日同席しておりますのは、角藤建築住宅課長であります。また、当該議案には、都市計画法に基づく中間検査手数料についても関連があることから、委員長の許しを得まして、長都市計画課長も同席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、今日は担当の角藤建築住宅課長よりご説明申し上げます。

○委員長(滝田一郎) 建築住宅課長。

○建築住宅課長(角藤 力) それでは、議案第23号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書212ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法の改正に伴い、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例、いわゆる土砂条例に基づく手数料を削除するとともに、都市計画法の開発許可による工事について、盛土規制法のみなし許可となるため、中間検査手数料を新設するものであります。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、いわゆる省エネ法の改正に伴い、全ての建築物に対して省エネ基準法への適合が義務づけられることから、審査手数料を設定し、あわせて建築基準法等の改正に伴い、建築確認審査の特例が改められることから、申請に係る手数料を改定するとともに、法令の条項のずれ等による所要の補正を行うため、別表を改正するものであります。

各法令の改正に伴い、手数料等を改める箇所が大変多いことから、タブレットの213ページの手数料条例の改正概要にまとめましたので、御覧ください。

初めに、33から35の項は、盛土規制法の改正に伴い、栃木県では盛土の安全を確保するため、令和7年4月1日に宇都宮市を除いた県内全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始いたします。運用開

始後、土砂の搬入を行う場合は、盛土規制法による許可となるため、土砂条例では許可制であったものが届出制に改正されることに伴い、手数料の項目を削除するものであります。

次に、概要の一番下段に参りまして、104の項は、ただいま申し上げたとおり、栃木県で盛土規制法の運用を開始することにより、大田原市で都市計画法第29条第1項又は第2項の開発許可を受ける工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされることになります。このみなし許可に係る中間検査に関する事務を県から市へ権限移譲されることに伴い、中間検査手数料を新設するものであります。

料金の設定につきましては、敷地面積に応じて6段階となり、手数料の金額等に関しましては、県の手数料と同額とし、詳細につきましては、210ページ及び211ページの新旧対照表の下線で示したとおりとなります。

213ページの概要に戻りまして、建築基準法及び建築物の省エネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴う手数料条例であります。まず39の項は、確認申請手数料等の改定でありまして、構造関係規定等の審査が追加されることから、手数料を増額すること及び省エネ基準適合判定を仕様基準で設計する場合の料金を設定します。

また、従来手数料が不要であった国、県等の公共建築物の手数料を同額に設定いたします。詳細は、214ページの朱書きにした下線部分が改正部分となりまして、以降も同様の表記となります。

次に、41の項は、完了検査申請手数料等の改定でありまして、構造関係規定等及び省エネ基準適合の検査が追加されるため、手数料を増額し、国、県等の公共建築物の手数料も同額とするものであります。詳細は、214ページの下線が改正部分となります。

次に、42の項は、中間検査申請手数料等の改定でありまして、国、県等の公共建築物の手数料も同額とするものであります。

次に、44の項は、建築台帳等記載事項証明手数料の改定でありまして、事務処理時間の増加、人件費分相当を考慮し、増額するものであります。詳細は、214ページの下線が改正部分となります。

次に、概要表中、中ほどの87の2、87の3の項は、接道義務、道路内建築制限の認定でありまして、既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に、接道義務、道路内建築制限の認定手数料を設定するものであります。詳細は、214ページの下線が改正部分となります。

次に、89、92の項は、長期優良住宅の認定手数料及び低炭素建築物新築等計画の認定手数料の改定でありまして、確認申請手数料を引用している手数料について増額するものであります。詳細は、214ページの概要上段39の項と同様、下線部が改正部分となります。

次に、94、95の項は、建築物エネルギー消費性能適合判定の申請手数料等の改定でありまして、住宅用途の建築物及び300平米未満の非住宅建築物等について手数料を設定するとともに、見直しに伴い、手数料を増額し、国、県等の公共建築物の手数料を増額とするものであります。詳細は、215ページの下線が改正部分となります。

次に、96、97の項は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料等の改定でありまして、省エネ仕様基準等の追加に伴い手数料を設定し、見直しに伴い手数料を増額するとともに、確認申請手数料を引用している手数料についても増額いたします。詳細は、216ページの下線が改正部分となります。

次に、旧99の項、建築物のエネルギー消費性能の認定手数料につきましては、改正に伴い、表示制度が

廃止されることにより削除するものです。

最後に、タブレット211ページの改正文に戻りまして、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものといたします。ただし、別表第1中104の項を加える改正規定につきましては、盛土規制法第10条第1項又は第26条第1項の規定に基づく規制区域の指定の公示により確定することになります。県は今後、市町との法定協議等を経て、3月末に行うこととしております。そのため、条例制定時において、規制区域の指定の公示はなされていないため、施行日は規制区域の指定の公示に合わせて別途施行期日を定める規則を公布する予定であります。また、併せて経過措置を規定するものであります。

以上で議案第23号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 今回の改正について国や県の基準に基づいて、市も一応改正するということなのですが、今回この改正に当たっての関係機関とかに対しての周知とか、今後どのような計画で行っているのかお聞きいたします。

○委員長（滝田一郎） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（角藤 力） 改正についての周知ということで、まず県、国に対しては、全体特定行政庁の会議の中で、これは県として、地域として、国からも県からもお金をいただくということを会議の中でも周知されております。それと、確認申請等の金額が上がるということの一般の方についても、もうホームページでは掲示していますので、周知はもう進んでいるということをお願いします。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） すみません。ちょっととても複雑で分かりにくいところなのですが、例えば前に大田原市の土砂埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の中で許可を得ている土地があります。今回条例、この議案は違うのですが、21のほうで宅地造成、特定盛土規制というふうに2つに分かれて、こちらのほうが災害の発生に関する規定の削除をしました。そうすると、それに当たるものが、これから災害があったりした場合どうなるのかというのは一体どうなのかということも思っていたのですが、こちらのほうで、23号のほうで、これはそれに該当していくというふうに考えていいのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 土砂条例ですね、盛土関係これに関しては、民生文教の所管というふうに理解してしまして……

○委員（秋山幸子） 今やっているのは、建築住宅課の議案23号のことです。

○委員長（滝田一郎） 23号。

○委員（秋山幸子） 今23号ですよ。

○委員長（滝田一郎） 手数料のほうのことでもいいのですか。災害条例、災害が起きたときの対応という…

○委員（秋山幸子） 起きたときのことでなくて。

○委員長（滝田一郎） 手数料単独のお話ですか。

○委員（秋山幸子） すみません。ちょっと言い方があれだったのかもしれないけれども、21号のほうでは、災害の発生の防止に関する規定を削除しましたね。そうすると、それに当たるものがこちらなのかなというふうにはちょっと思ったのですけれども、手数料ということでもいいのですけれども、すみません。

○委員長（滝田一郎） 手数料に関することでありましたら、執行部の答弁をお願いしたいと思います。

○委員（秋山幸子） お願いします。

○委員長（滝田一郎） 建設部長。

○建設部長（塚原三郎） 土砂条例の関係については私ども所管していませんので、ちょっと詳細についてはご説明のほうはできないのですけれども、盛土規制法に関することの手数料が入ってきているということで、今回土砂条例が削られたというのは、その土砂条例については、環境基準を超えるような有害物質が入っているかどうかというところを規制するところが目的というふうに今回変わったと私どものほうでは認識しております。

一方、その盛土条例については、堆積土砂の災害とかを防止するというのが目的でございますので、その部分が土砂条例とかぶっていたというところがありましたので、今回はそれがきれいに2つに分かれたという認識でございますので、その中のみなし許可に当たる部分については都市計画課が所管して手数料をいただくということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第23号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第24号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第3、議案第24号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
水道局長。

○水道局長（五月女 真） 水道局長兼上下水道課長の五月女です。着座のままご説明させていただきます。
私からは、議案第24号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてご説明いたします。

221ページの議案書補助資料を御覧ください。初めに、議案の概要でございますが、本条例の改正については、水道事業に携わる職員の減少等に伴い、安全安心な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が水道法施行令及び水道法施行規則に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、関係部分を改正するものでございます。

水道事業における布設工事監督者とは、水道施設の新設又は増設等の工事について、技術上の監督業務を行うものをいいます。また、水道技術管理者とは、水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など技術上の事務に係る責任者をいまして、それぞれ水道法で設置が定められており、水道法施行令及び水道法施行規則において資格要件が定められているものでございます。

222ページを御覧ください。本会議におきましても、改正の概要に基づき説明させていただいておりますが、常任委員会の中でも改正前と改正後の学歴や実務経験年数が明確となっていることから、改正概要において説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。改正前の箇所は青字で、改正後の箇所を赤字で表記してございます。なお、文言の修正等の説明は省略させていただきます。

初めに、条例第3条に規定する布設工事監督者資格要件の主な改正内容でございますが、一覧表の一番下、欄外の主な改正点を御覧ください。1点目が大学卒業者の中で、改正前の衛生工学又は水道工学を履修した者について、技術上の実務経験年数は重要となることから1年追加し、2年から3年に改めるため、この項目を削除することといたします。なお、改正後は、左側、土木工学科又はこれに相当する課程に含めることといたします。

2点目が大学、短大等、高等学校等の卒業者について、機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者を追加いたします。ただし、実務経験年数はそれぞれ4年、6年、8年とするものでございます。

3点目でございますが、改正後の左側の技術上の実務経験年数については、水道以外の工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験年数も参入可能とするものです。なお、それぞれの実務経験年数については、少なくとも半分以上は水道に関する実務経験が必要であるとしております。

次に、223ページを御覧ください。こちらは条例第4条に規定する水道技術管理者資格要件の主な改正内容でございますが、1点目が、右側の一番上段でございますが、布設工事監督者の資格を有する者が削除されたことに伴いまして、左側でございますが、分類ごとに土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程を追加し、実務経験年数をそれぞれ3年、5年、7年以上といたします。ただし、こちらの実務経験年数は全て水道に関する実務経験としております。

2点目は、布設工事監督者の主な改正点①と同様でございますが、大学卒業者において、改正前の衛生工学又は水道工学を履修した者について、技術上の実務経験年数が重要となることから1年追加し、2年から3年に改めるものです。改正後は、土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程の中に含めることといたします。

なお、布設工事監督者、水道技術管理者それぞれ表の一番下なのですが、水道事業管理者が上記と同等以上の技能を有すると認める者につきましては、管理規程の中で規定してございますので、申し添えさせていただきます。

最後に、220ページを御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 一応補助資料に必要な技術者を確保することを目的としてとあるのですが、現在、本市の現状というか、人員の状況についてお聞きいたします。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えさせていただきます。

こちらの布設工事監督者と水道技術管理者の現状ということでございますけれども、水道局のほうで正確な人数というのは把握していないのですけれども、といいますのも、こちらの資格要件については学歴とかそういったものも関係してございますので、そちらは総務課のほうで把握はしているのですけれども、ただ、水道局のほうで経験者というのは、過去の経験者は分かりますので、おおよそで申し訳ございませんが、把握している人数でお答えさせていただきたいと思います。

まず、布設工事監督者なのですが、今現在の職員で資格が取れると思われる職員は6人です。水道技術管理者のほうは、こちらにつきましては経験年数も大事なのですが、管理者がほかに認める規定がございます、それにつきましては国交省及び環境省の認定した団体が行う講習を受講した者も含められますので、水道技術管理者については、把握しているのは11名となっております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） こちら兼任というか、兼務しているのですが、この人数。6人と11人とあるのですけれども。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えさせていただきます。

こちらの布設工事監督者も水道技術管理者も管理者が任命して、今それぞれ1名ずつ、職員が兼務というか、職員が行っている状況です。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 岡野委員。

○委員（岡野 忠） 先ほど言われた監督者の人数とか管理者の人数なのですが、これは皆水道課のほうにいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

全員が水道課にいるわけではありません。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） 今局長が、職員が取れるというふうにおっしゃったのですけれども、これは市役所の

ほうに入って、それからこういったことのいろんな勉強あるいは監督が認める方とか、国交省の講習とかそういうのをそれから取るということが可能なわけですか。

○水道局長（五月女 真） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

ちょっと言葉が足りなくて申し訳なかったのですが、布設工事監督者は、そういった講習ではなくて、あくまでも実務経験年数とか、学歴が優先されるのですけれども、水道技術管理者についてのみ、国交省と環境省が任命した団体、例えば日本水道協会とかあるのですけれども、そちらのほうの実施する講習を、学科の講習とか、あとは現地の講習とか、1か月以上かかるのですけれども、そちらの講習を受けた職員は水道技術管理者の資格を得られるという、そういうことになっております。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時36分 散会